

# 地方独立行政法人長野県立病院機構 中期計画に係る変更の認可について

県立病院機構連携室

## 1 変更の目的

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることに伴う料金改定など、中期計画（計画期間：平成22年度～平成26年度）の所要の改正を行う。

## 2 根拠法令

地方独立行政法人法第26条第1項及び第3項、第83条第2項及び第3項

## 3 変更内容（別紙のとおり）

- (1) 消費税法の一部改正により、現行5%の消費税率が、平成26年4月1日に8%に引き上げられることに伴い、現行の計画のうち料金に関する事項について必要な見直しを実施する。

<改定額算定の考え方>

消費税率が3%から5%に引き上げとなった平成9年度当時の考え方を踏襲し、次のとおりとする。

各料金に改定率を乗じて得た額が、1万円以上の場合は1,000円未満の額を、得た額が1万円未満の場合は100円未満の額をそれぞれ切り捨てて算出した額が、現行の料金を上回るものについて、それぞれ算出した額へ改定を行う。

- (2) 信州木曾看護専門学校において、平成26年度以降徴収する卒業証明手数料等について、現在県の条例で定められている手数料に準じた額を新たに規定する。

また、再試験料、再実習料については、近隣の民間看護師養成校の徴収実績を考慮して新たに規定する。

## 4 中期計画の変更日

平成26年4月1日

(参考)

### ○地方独立行政法人法

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（第二項略）

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。（第四項以下略）

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条（第一項略）

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

## 地方独立行政法人長野県立病院機構中期計画に定められている使用料及び手数料

区分		単位	改定額 (円)	現行額 (円)	改定率 (%)
文書料	生命保険用診断 (証明) 書	1 通	5,300円	5,200円	2.0
	国民年金・福祉年金、厚生年金用診断書	〃	3,900円	3,800円	2.6
	恩給診断書	〃	4,000円	3,900円	2.6
	自動車損害賠償責任保険用診断書 (診療報酬明細書の証明を含む。)	〃	5,600円	5,500円	1.8
	死亡診断書	〃	3,900円	3,800円	2.6
	死体検案書	〃	5,500円	5,400円	1.9
死体検案料		1件	6,900円に診療報酬の算定方法等に定める往診料に相当する額を加えて得た額	6,800円に診療報酬の算定方法等に定める往診料に相当する額を加えて得た額	1.5
人工妊娠中絶料	妊娠月数 3 月未満	〃	73,000円 (麻酔料を含む。)	71,000円 (麻酔料を含む。)	2.8
	妊娠月数 3 月以上	〃	73,000円に妊娠月数 3 月を超える 1 月またはその端数ごとに 23,000 円を加えて得た額 (麻酔料を含む。)	71,000円に妊娠月数 3 月を超える 1 月またはその端数ごとに 23,000 円を加えて得た額 (麻酔料を含む。)	2.8
人間ドック基本料	1 泊 2 日コース	1 回	66,000円または健康保険組合等との契約額	65,000円または健康保険組合等との契約額	1.5
	日帰りコース	〃	41,000円または健康保険組合等との契約額	40,000円または健康保険組合等との契約額	2.5
特別室利用料		1人 1日	9,700円を上限として理事長が別に定める額	9,500円を上限として理事長が別に定める額	2.1
卒業証明手数料		1件	400円	—	新設
成績証明手数料 (在學生についての証明事務を除く。)		〃	400円	—	〃
修了証明手数料 (在學生についての証明事務を除く。)		〃	400円	—	〃
単位修得証明手数料 (在學生についての証明事務を除く。)		〃	400円	—	〃
再試験料		1回	1,000円	—	〃
再実習料		1日	1,000円	—	〃

(案)

平成 26 年 (2014 年) 1 月 29 日

長野県知事 阿部 守一 様

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会  
委員長 小宮山 淳

意 見 書

地方独立行政法人長野県立病院機構に係る中期計画の変更について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 3 項の規定に基づく地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

意見

